

小田原市工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例

平成24年12月17日条例第28号

改正

平成29年3月7日条例第6号

小田原市工場立地法第4条の2第1項の規定による準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(対象区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域並びに当該区域における緑地及び環境施設のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合(以下「緑地面積率」という。)	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域(以下「甲区域」という。)	100分の15以上	100分の20以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域(以下「乙区域」という。)	100分の6以上	100分の11以上

(建築物屋上等緑化施設等の面積の緑地面積への算入割合)

第4条 甲区域及び乙区域において緑地面積率を算定するときは、工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)第3条に規定する建築物屋上等緑化施設的面積及び緑地と同令第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設又は同条第1号トに掲げる施設とが重複する土地の面積は、敷地面積に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地の面積に算入することができない。

(1) 製造業等に係る工場又は事業場（以下「工場等」という。）を甲区域に設置する場合 100分の15

(2) 工場等を乙区域に設置する場合 100分の6
 （敷地が2以上の区域にわたる場合の適用）

第5条 工場等の敷地が甲区域、乙区域又は第3条に規定する区域以外の区域のうち2以上の区域にわたる場合における前2条の規定の適用については、甲区域又は乙区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは当該割合が最も高い区域に係る規定を当該敷地の全部に適用し、第3条に規定する区域以外の区域の当該敷地に占める面積の割合が最も高いときは前2条の規定を当該敷地の全部に適用しない。

（本市に隣接する地方公共団体の長との協議）

第6条 工場等の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたるときは、市長が当該地方公共団体の長と協議し、適切な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第3条に規定する甲区域において昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等（以下「甲区域既存工場等」という。）において、この条例の施行の日以後に、生産施設的面積の変更（生産施設的面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときは、同条の規定に適合する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の算定は、同条の規定にかかわらず、次の表に定める算式により行うものとする。

区分	当該生産施設的面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設的面積の変更に伴い設置する環境施設的面積
単業種の場合	$G = \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。	$E = \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E = 0$ とする。

兼業 の場合	$G = \frac{\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} - \frac{G_0}{S}}{0.15 - \frac{G_0}{S}}$	$E = \frac{\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} - \frac{E_0}{S}}{0.2 - \frac{E_0}{S}}$
	<p>ただし、$\frac{\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} - \frac{G_0}{S}}{0.15 - \frac{G_0}{S}} > 0.15S - G_1 > 0$ のときは $G = 0.15S - G_1$ とし、$0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G = 0$ とする。</p>	<p>ただし、$\frac{\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} - \frac{E_0}{S}}{0.2 - \frac{E_0}{S}} > 0.2S - E_1 > 0$ のときは $E = 0.2S - E_1$ とし、$0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E = 0$ とする。</p>

備考

- 「単一業種の場合」とは、甲区域既存工場等が工場立地に関する準則（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）別表第1の上欄に掲げるいずれか一つの業種のみ属する場合をいう。
- 「兼業の場合」とは、甲区域既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合をいう。
- これらの式において、 G 、 P 、 G_0 、 S 、 G_1 、 n 、 P_j 、 γ_j 、 E 、 E_0 及び E_1 は、それぞれ次の数値を表すものとする。
 - G 当該変更に伴い設置する緑地の面積
 - P 当該変更に係る生産施設的面積
 - 当該甲区域既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合
 - G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設的面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
 - S 当該甲区域既存工場等の敷地面積
 - G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計
 - n 当該甲区域既存工場等が属する業種の個数
 - P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設的面積
 - γ_j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合
 - E 当該変更に伴い設置する環境施設的面積

E 0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E 1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

3 第3条に規定する乙区域において昭和49年6月28日に設置されている工場等又は設置のための工事が行われている工場等において、この条例の施行の日以後において、生産施設の面積の変更が行われるときの同条の規定に適合する緑地及び環境施設のそれぞれの面積の算定については、同条の規定にかかわらず、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「甲区域に」とあるのは「乙区域に」と、「甲区域既存工場等」とあるのは「乙区域既存工場等」と、「0.15」とあるのは「0.06」と、「0.2」とあるのは「0.11」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年3月7日条例第6号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。